

## Ⅰ 6-6 性能評価対象機械器具等と表示

### 1 性能評価の効力

性能評価とは、消防防災用の機械器具等として適切な性能を有するかどうかを評価するものであり、告示等による技術上の基準が定められていない機械器具等が対象となる。

なお、性能評価品の使用を認める場合は、工事整備対象設備等着工届に性能評価品である旨及び付帯条件を示す評価書の写しを添付させるとともに、設置検査時においては付帯条件を満足しているか、性能評価品である旨の表示が添付されているかを確認する必要がある。

### 2 性能評価実施機関

(一財)日本消防設備安全センター

### 3 性能評価対象機械器具等及び表示

性能評価対象機械器具等（主なもの）	表示の様式
① 法令で定める避難器具以外の避難器具及び装置等（避難ロープ装置及びすべり装置等） ② フード等用簡易自動消火装置、天ぷら油消火用簡易装置及び火炎伝送防止装置 ③ 危険物施設用可撓管継手 ④ 不活性ガス消火設備等の操作箱 ⑤ 容器弁等 ⑥ 令8区画・共住区画貫通配管 ⑦ シャッター等の水圧開放装置 ⑧ 泡フォームヘッド	